

庁議（令和5年11月9日）結果について

- 1 開催日 令和5年11月9日（木）
- 2 場所 持ち回りによる
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長
- 4 説明者 総務部長
- 5 付議事項

(1) 平塚市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正理由 国家公務員に準じて一般職員及び特定任期付職員の給料表を改定するほか、一般職員の期末手当及び勤勉手当の支給率並びに特定任期付職員、特別職員及び議会議員の期末手当の支給率の見直しを行うもの。</p> <p>2 改正内容 (1) 給料表の改定 民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で給料月額を引き上げる。(平均改定率0.89%)</p> <p>(2) 期末・勤勉手当の改定 ア 民間の支給状況に見合うよう0.1月分を引き上げ、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分する。 (一般職員4.4月分→4.5月分、再任用職員2.3月分→2.35月分、特定任期付職員3.3月分→3.4月分、特別職員4.15月分→4.25月分、議員4.15月分→4.25月分) イ 令和6年度以降の支給割合については、6月期及び12月期が均等になるように配分する。</p> <p>3 改定の実施時期 (1) 一般職の給料表 令和5年4月1日 (2) 一般職の期末・勤勉手当 令和5年12月期 (3) 特別職、議員等の期末手当 令和5年12月期</p>
結果	審議の結果承認された。

以上